

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和7年5月分

訟廷事務室統計係

事件別 新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
総 数	[2] 2	238	226	222	[2] 688		148	[2] 126	233	[2] 507	4	792	649	758	2203	3160	3148
民 事 総 数	[2] 2	211	188	189	[2] 590		124	[2] 101	196	[2] 421	4	679	535	619	1837	2722	2737
特別上告(テ)		4	5	4	13		3	2	3	8		5	5	4	14	41	34
うち少額異議			(1)		(1)				(1)	(1)			(1)		(1)	(2)	(1)
上告(オ)	(旧法)																
(新法)	[1]	62	56	56	[1] 174		35	[1] 23	63	[1] 121	1	201	146	179	527	767	816
(並行)	[1]	(56)	(47)	(49)	[1] (152)		(31)	[1] (21)	(52)	[1] (104)	(1)	(186)	(132)	(163)	(482)	(664)	(707)
上 告 受 理	[1]	81	73	73	[1] 227		44	[1] 36	83	[1] 163	1	274	203	258	736	1008	1048
(受)	[1]	(56)	(47)	(49)	[1] (152)		(31)	[1] (21)	(52)	[1] (104)	(1)	(188)	(132)	(164)	(485)	(664)	(709)
(受理決定)	[1]	(1)	(1)	(1)	[1] (3)			[1]	(4)	[1] (4)	(1)	(5)		(2)	(8)	(12)	(10)
再審(訴訟)(ヤ)		1		1	2							3	1	2	6	8	4
特別抗告(ク)		40	37	37	114		33	28	33	94		58	46	48	152	510	537
(並行)		(1)	(1)		(2)							(4)	(6)	(4)	(14)	(8)	(11)
許可抗告(許)		2	1		3							6	9	8	23	10	12
再審(抗告)(ヤ)		4	3	1	8		4	6	4	14		90	103	83	276	115	38
民 事 雑(マ)	2	17	13	17	49		5	6	10	21	2	42	22	37	103	263	248
行 政 総 数		27	38	33	98		24	25	37	86		113	114	139	366	438	411
特別上告(行テ)																	
上告(行ツ)	(旧法)																
(新法)		12	17	13	42		9	5	15	29		30	34	47	111	153	152
(並行)		(10)	(3)	(12)	(25)		(5)	(4)	(11)	(20)		(28)	(17)	(44)	(89)	(112)	(122)
上 告 受 理		12	12	14	38		8	12	14	34		40	30	60	130	163	168
(行ヒ)		(10)	(3)	(12)	(25)		(6)	(4)	(10)	(20)		(27)	(17)	(49)	(93)	(112)	(120)
(受理決定)				(2)	(2)							(1)		(7)	(8)	(9)	(6)
再審(訴訟)(行ナ)																	
特別抗告(行ト)		2	4	3	9		7	6	8	21		6	5	3	14	60	58
(並行)																	
許可抗告(行フ)																	1
再審(抗告)(行ナ)		1	1	1	3			2		2		30	35	26	91	35	3
行政 雑(行ニ)			4	2	6							7	10	3	20	27	29

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和7.6.30訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

()数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和7年5月分

事件別 新受・既済・未済別 法廷別		新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
総 数			87	90	97	274		120	76	113	309		(60) 167	(46) 153	(67) 198	(173) 518	1517	1543
訴訟事件	総 数		31	29	30	90		50	31	52	133		(60) 125	(46) 110	(67) 144	(173) 379	643	711
	第一審判決に対するもの																	
	うち裁判員関与																	
	控訴審判決に対するもの		31	29	30	90		50	31	52	133		(60) 125	(46) 110	(67) 144	(173) 379	643	711
	うち裁判員関与		2		1	3		3	1	4	8		(16) 17	(13) 19	(14) 18	(43) 54	53	52
	非 常 上 告																	
訴訟事件以外の事件	再 審																	
	総 数		56	61	67	184		70	45	61	176		42	43	54	139	874	832
	再審請求		2	2	1	5			1	1	2		4	3	2	9	13	10
	上告受理申立て							1	1		2						4	4
	法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																	
	判決訂正申立て									1	1						2	2
	特別抗告申立て		36	35	41	112		39	27	32	98		31	24	32	87	427	386
	医療観察再抗告			1	1	2		4		3	7		1	2	1	4	17	14
	費用補償請求																	
	上訴費用補償請求のあったもの																	
	刑事補償請求																	
	訴訟費用免除申立て		3	6	3	12		7	4	7	18		2	4	2	8	85	87
	刑事雑		15	17	21	53		19	12	17	48		4	10	17	31	326	329
	没収の裁判の取消し上告事件																	

3. 上告事件の既済区分表

区 分		法廷別					計	
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計		
民事上告	総 数		47	30	81	158		
	判 決							
	決 定		47	30	81	158		
	そ の 他							
民事受理	総 数		52	48	97	197		
	判 決							
	決 定		50	47	92	189		
	そ の 他		2	1	5	8		
刑事上告	総 数		50	31	1	52	4	133
	判 決							
	決 定		43	2	23	1	44	110
	そ の 他		7	1	8	8	23	1

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和7年5月分

受理年度 審理期間 法廷別		総 数	受 理 年 度 別						審 理 期 間 別							
			7 年	6 年	5 年	4 年	3 年	2 年	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内	5 年を 超える もの
民事上告	総 数	158	140	17	1				47	53	48	8	1		1	
	大 法 廷															
	第 一 小 法 廷	47	44	3					16	15	16					
	第 二 小 法 廷	30	28	2					11	9	8	1			1	
	第 三 小 法 廷	81	68	12	1				20	29	24	7	1			
民事受理	総 数	197	162	31	4				37	68	74	11	7			
	大 法 廷															
	第 一 小 法 廷	52	46	6					11	15	25		1			
	第 二 小 法 廷	48	41	7					12	15	17	4				
	第 三 小 法 廷	97	75	18	4				14	38	32	7	6			
刑事上告	総 数	133	132	1					33	74	25	1				
	うち裁判員関与	8	7	1					1	4	2	1				
	大 法 廷															
	うち裁判員関与															
	第 一 小 法 廷	50	50						13	30	7					
	うち裁判員関与	3	3						1	2						
	第 二 小 法 廷	31	31						10	18	3					
	うち裁判員関与	1	1								1					
	第 三 小 法 廷	52	51	1					10	26	15	1				
	うち裁判員関与	4	3	1						2	1	1				